

別表第1(第2条関係)

養育医療の対象	<p>法第6条第6項に規定する未熟児であつて、医師が入院養育を必要と認めたものとする。</p> <p>なお、法第6条第6項にいう諸機能を得るに至っていないものとは、例えば、次のいずれかの症状等を有している場合をいう。</p> <ol style="list-style-type: none">1 出生時体重が2,000グラム以下のもの2 生活力が特に薄弱であつて、次のいずれかの症状を示すもの<ol style="list-style-type: none">(1) 一般状態<ol style="list-style-type: none">ア 運動不安、痙攣があるものイ 運動が異常に少ないもの(2) 体温が摂氏34度以下のもの(3) 呼吸器、循環器系<ol style="list-style-type: none">ア 強度のチアノーゼが持続するものイ チアノーゼ発作を繰り返すものウ 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるものエ 呼吸数が毎分30以下のものオ 出血傾向の強いもの(4) 消化器系<ol style="list-style-type: none">ア 生後24時間以上排便のないものイ 生後48時間以上嘔吐が持続しているものウ 血性吐物、血便性があるもの(5) 黄疸 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの
---------	---